

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

## 1. 減免対象者(介護保険第1号被保険者) ※詳細は裏面のフローチャート(図式)をご確認ください。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病(1か月以上の治療を有すると医師等が認めたもの)を負った場合(世帯の収入の有無及び種類は問いません)。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の令和3年中の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、**裏面のフローチャート(図式)の減免対象に該当する場合。**

**※②については世帯の収入が年金収入のみの場合は減免の対象外となります。**

## 2. 減免の対象となる介護保険料

令和3年度分の介護保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの。

## 3. 減免割合

上記「1.減免対象者」の①に該当する場合…**全額免除**

上記「1.減免対象者」の②に該当する場合…**表1**で算出した対象保険料額に**表2**の減免の割合を乗じた額

### 【表1】

対象保険料額(A×B/C)
A: 当該第1号被保険者の保険料額
B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和2年中の所得額
C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額

### 【表2】

世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき(※)	10分の8

※ 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和2年中の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額が全額免除となります。

## 4. 必要書類等

- ・介護保険料納入通知書(介護保険料決定(変更)通知書)
- ・申請者の本人確認書類および印鑑
- ・世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合の確認できる書類(医師による死亡診断書、診断書の写しなど)
- ・減少した月の収入状況が分かる書類

**令和3年中の収入(見込額)が分かる書類**(帳簿や給与明細書の写しなど)、**令和2年中の収入が分かる書類**(確定申告書(提出した様式すべて)や帳簿、給与明細書、源泉徴収票の写しなど)

- ・世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止をした場合の確認できる書類(事業廃止届やその他官公庁が交付した書類であって事実確認が可能なものなど)
- ・世帯の主たる生計維持者が失業した場合の確認できる書類(雇用保険受給者証や退職証明書および離職票などの事実確認が可能なものなど)

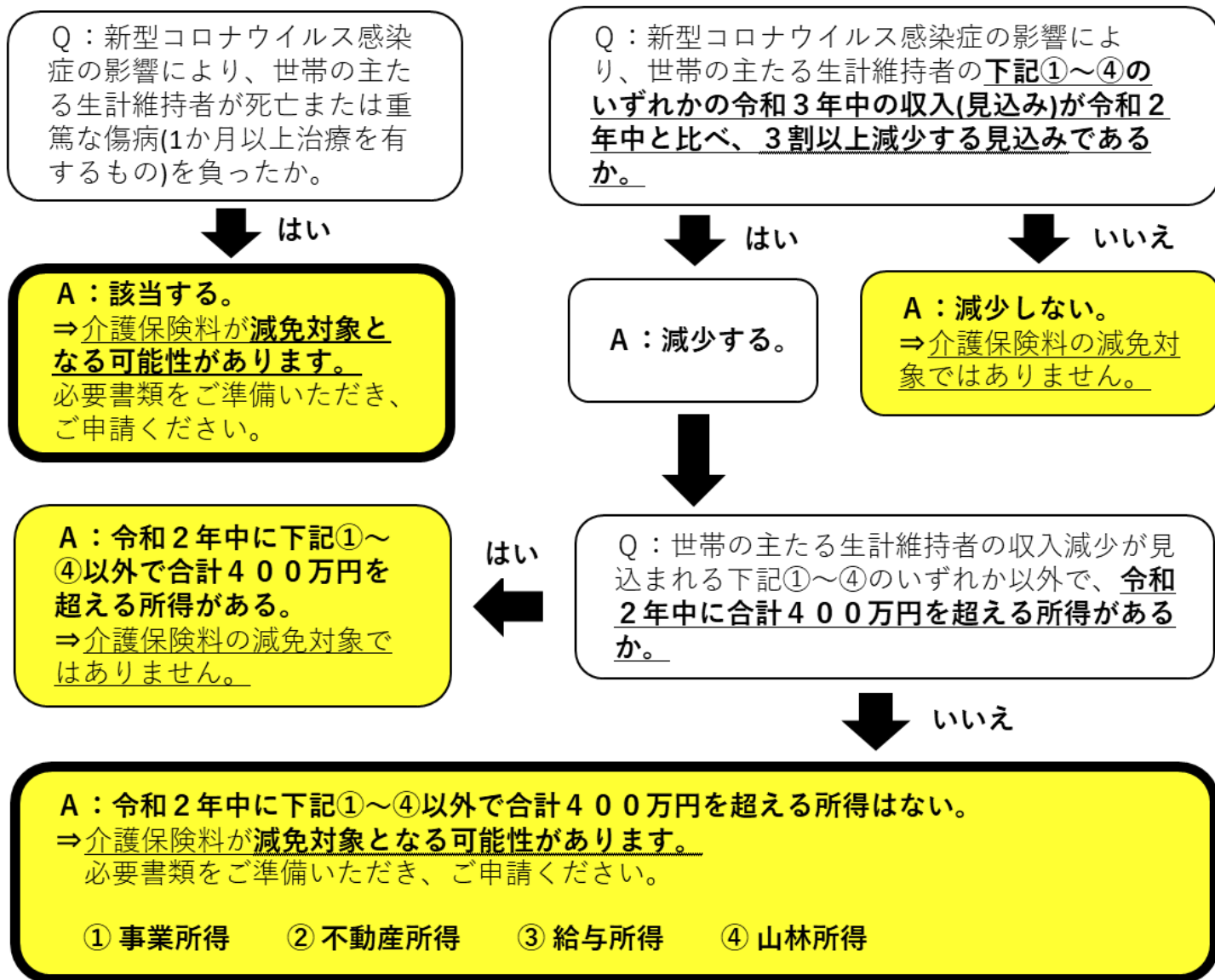
## 5. 減免申請の流れ

1. 下記フローチャート(図式)をご確認いただき、対象となる方は表面「4.必要書類等」をご準備いただき、減免申請書等に添えて大東市役所 高齢介護室介護保険グループ宛に提出してください。(郵送での提出可)

※減免申請書等は窓口にてお渡しさせていただくほか、ご連絡いただければ、減免申請書等を郵送いたします。

2. 減免申請書等の受付後、減免を承認する場合は市より減免決定通知書(不承認の場合は、減免却下通知書)を送付します。

### 【フローチャート(図式)】



ご不明な点等がございましたら下記までお問合せください。



#### 【問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川一丁目1番1号

大東市役所 高齢介護室介護保険グループ

☎072-870-0475